



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金



令和4年度住民税均等割非課税世帯（住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯は除く）へ支給要件確認書を送付しています。支給を受けるには確認書の返送が必要です。内容を確認し、福祉総務課までご返送ください。

令和4年度 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

ホームページで

◆ 支給要件確認書が届いた世帯 → 【申請期限】令和4年10月15日（当日消印有効）

◆ 申請を必要とする世帯 → 【申請期限】令和4年11月30日（当日消印有効）

※申請を必要とするのは、令和3年12月11日以降に転入された世帯で、前自治体で同給付金を受給していない世帯です。

※既に令和3年度給付金もしくは家計急変世帯給付金を受給された世帯は令和4年度は対象外です。

申請に係る様式等は、福祉総務課窓口、またはホームページで入手できます。

なお、住民税均等割非課税世帯の方で、確認書が届いていない方は、下記までご連絡ください。

市役所福祉総務課 ☎ 0980-83-1683 受付時間 平日8:30～17:00（12:00～13:00を除く）



石垣市小口資金融資制度が始まっています



石垣市小口資金融資制度は、石垣市・沖縄県信用保証協会・金融機関との三者相互協力によって市内で事業を営む小規模企業者の資金需要に対処し、事業の振興を図る目的で設けられた融資制度です。

石垣市が融資制度の資金を市が指定する金融機関に

◆ 対象者

石垣市に、前年度の1月1日までに住民基本台帳に記録され、引き続き居住しており、常時雇用する従業員※1※2が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人又は個人企業で、市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している者で、沖縄県保証協会の保証を得られる小規模企業者（特別小口貸付は、源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税・市民税のいずれかについて、申込みの日以前の1年間に納期が到来している税額を完納し、保証協会の他の保証を受けていないこと）

※1 経営者、役員、家族従業員（生計を一つにしている家族）を除く。

※2 常勤のパート・アルバイトは従業員に含まれる。

◆ 融資の種類

一般貸付

無担保・必要に応じて連帯保証人を求める
（原則として法人代表以外の連帯保証人は不要）

特別小口貸付

無担保・無保証人



預託し、金融機関は預託額の10倍の融資枠を設定し、小規模企業者の資金需要に応えます。

また、担保力・信用力の不足しがちな小規模企業者の債務保証については保証協会がその債務を保証して融資が円滑に行われるよう支援いたします。

◆ 融資の用途及び融資期間

運転資金 商品の仕入れ、原材料購入資金等
5年以内 据置 6ヶ月以内

設備資金 店舗等の増改築又は機械、車両購入等
7年以内 据置 12ヶ月以内

運転・設備 商品の仕入れ、事務所の増改築等
7年以内 据置 12ヶ月以内

◆ 融資限度額

500万円

◆ 融資利率

一般貸付：1.80% 特別小口貸付：1.70%

一部融資できない業種があります（農業・林業・漁業・金融業・保険業・不動産業・娯楽業・旅館業・その他）
詳細はホームページでご確認ください。申請書等も掲載しております。

ホームページ



◆ 申込先及び申込期間

市役所商工振興課 ☎ 0980-82-1533

申込締切 令和5年2月28日まで

（融資枠に達し次第、締め切ります。）

受付時間 9時～17時（12時～13時を除く）